

春の全国交通安全運動

平成26年4月6日(日)~4月15日(火)

運動の基本 ➤ 子どもと高齢者の交通事故防止

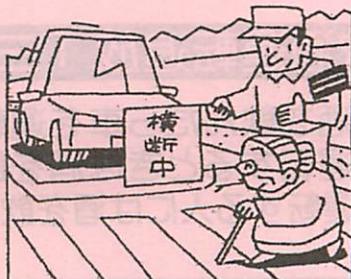


運動重點

- ・自転車の安全利用の推進
 - ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・飲酒運転の根絶
 - ・夕暮れ時の交通事故防止

「交通安全意識を高める日」4月6日(日)

「交通事故死ゼロを目指す日」 4月10日(木)



平成26年度 春の全国交通安全運動 重点項目

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

少子化が進む中、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であること、また、交通事故死者数全体の約半数を高齢者が占める交通事故情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、次の重点を定める。

重点 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



重点 飲酒運転の根絶

飲酒運転は絶対に許してはならない重大な犯罪です！

飲酒運転追放「三ない運動」

- ・酒を飲んだら車を運転しない
- ・運転するときは酒を飲まない
- ・運転する人には酒を飲ませない

ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けましょう。



重点 夕暮れ時の交通事故防止

夕暮れ時は、日没により視認性が低下することなどから、車両は早めのライト点灯を心がけましょう。

早めのライト点灯推奨時間

- ・4~9月 午後5時
- ・10~3月 午後4時



重点 自転車の安全利用の推進

自転車も車の仲間です

交通ルール・マナーを守ろう!!!



尼崎市ではこんなに自転車の事故が…

※ 平成25年の人身事故に占める自転車関連事故の割合

⇒ 尼崎 42.7% (県下平均 22.6%)

中でも 交差点付近での出会い頭の事故が
半数以上を占めています

人身事故総数 2,441件

その他事故
1,398件

自転車関連事故
1,043



交差点付近では必ず一旦停止をしましょう!!!

自転車による違反と罰則 甘く見てませんか？

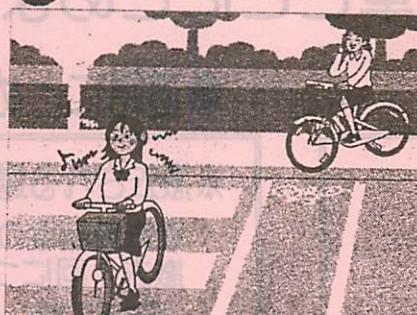
信号無視・一時不停止

罰則 3ヶ月以下の懲役
又は5万円以下の罰金



携帯電話操作・
大音量で音楽等を聴取

罰則 5万円以下の罰金



夜間の無灯火運転

罰則 5万円以下の罰金



二人乗り運転

罰則 2万円以下の罰金、科料



歩道上での歩行者妨害

罰則 2万円以下の罰金、科料



飲酒運転

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



※ 自転車も車の仲間です。交通ルール・マナーは必ず守りましょう!!!

加害者になってしまふと重い責任も

事例 1 女子高校生が、携帯操作中に前方の歩行者と衝突!!!

賠償額

5,000円



事例 2 男子中学生が、夜間無灯火で走行中対面歩行者と衝突!!!

賠償額

3,124円



不慮の事故に備え各種自転車保険に是非とも加入しておきましょう!!!

どちらがお得? ~駐輪場を利用しましょう~

道路上に置かれた放置自転車が引き起こす問題とは?

- ・人や車などの安全な通行の妨げとなる
- ・緊急自動車の活動の支障をきたす
- ・街の美観の悪化・・・などなど



あなたの自転車どこにとめますか?

●駐輪場にとめた場合

※主な駐輪場の利用料金

1日利用: 150円

(定期)1ヶ月: 2,100円

3ヶ月: 5,900円

(料金等は駐輪場によって異なる場合がありますので、詳細はそれぞれの駐輪場へ確認してください。)

●道路にとめた場合

※撤去される場合があります

撤去自転車の返還費用

撤去1回につき、

自転車: 2,500円

原付: 5,000円

(撤去後、1ヶ月を経過しても引き取りのない自転車・原付は処分します。)

駐輪場及び放置自転車の撤去については、尼崎市放置自転車対策担当 (TEL6489-6504) まで

(春の全国交通安全運動 推進機関・団体(順不同))

尼崎市

尼崎南・東・北警察署

(社)尼崎自家用自動車協会

尼崎市教育委員会

尼崎中央・東・西・北交通安全協会

尼崎市市民運動推進委員会

尼崎市生活安全課 TEL 6489-6502